

北海道高等学校PTA連合会災害補償制度運営委員会細則

第1条 この細則は、北海道高等学校PTA連合会会則（以下「会則」という。）の規定を準用し、北海道高等学校PTA連合会災害補償制度規程（以下「規程」という。）第7条の定めにもとづき、災害補償制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会の委員の構成は次のとおりとし、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(1) 総務委員会の委員	2名
(2) 副会長	1名
(3) 北海道高等学校長協会	2名
(4) 北海道高等学校教頭・副校長会	1名
(5) 北海道公立学校事務長会	1名
(6) 北海道高等学校養護教諭研究会	1名
(7) 有識者	若干名

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

2. 委員長は会長が指名し、副委員長は委員の互選により選出するものとする。

第4条 委員会は毎年度2回開催しなければならない。

2. 委員会には規程第6条に規定する引受保険会社及び事務局も出席しなければならない。

3. 委員会の招集は、委員長が会長の承認を得て招集しなければならない。

第5条 委員会の審議事項等は、これを常任理事会に報告しなければならない。

第6条 委員会において、規程及び北海道高等学校PTA連合会災害補償制度給付規程・加入手続き・様式等の改正を必要とする場合には、常任理事会に提案しなければならない。

第7条 この細則に定めるもののほか、会長は北海道高等学校PTA連合会災害補償制度運営委員会に関する必要な定めを行う場合は、会則第30条第2項の定めに基づき改正することができる。

附 則（平成18年12月22日 総務委員会決定）

1. この細則は、平成18年12月22日から施行する。
2. この細則は、平成20年7月22日から施行する。